

臭気判定士免状交付申請要領

(新規免状申請)

1. 免状交付申請

臭気判定免状(以下、「免状」という。)は臭気判定士試験士及び嗅覚検査に合格した者に交付されます(悪臭防止法施行規則第 12 条)。免状の交付は、この要領に則り、公益社団法人におい・かおり環境協会(以下、「当協会」という。)あてに必要な書類を提出して下さい(悪臭防止法施行規則第 13 条)。

(1) 免状の有効期間

免状の有効期間は、交付日より5年間です。

(2) 免状の申請書類

つぎの申請書類一式を当協会に、簡易書留と同等以上の履歴のわかる形で提出をしてください。

- ①臭気判定士免状申請書(様式第 2 号)
- ②臭気判定士試験合格証書
- ③嗅覚検査合格証書(申請書を提出する日の前 1 年以内のもの)
- ④申請手数料を納付し、それを証する領収書等のコピー(Web振込日時の画面印刷も可)
- ⑤戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(役所等から取得したもののみ)

(住民票の場合はつぎの項目に注意してください。)

※1 マイナンバーおよび住民基本台帳番号は記載しないでください。(記載ある場合は再提出となります。)

※2 本籍地が掲載されたものに限りです。

なお、臭気判定士試験合格後に氏名および本籍地またはその両方に変更がある場合は、臭気判定士免状書換え申請書(様式第 5 号)を提出してください。

※3 氏名および本籍地の両方に変更があり、旧姓表記での免状交付を希望する方は、臭気判定士免状登録内容変更申請書(試験事務実施細目様式2)となります。

2. 免状申請書の添付書類

(1) 臭気判定士試験合格証書

当協会が発行した臭気判定士試験合格証書(原本)。有効期限はありません。

(2) 嗅覚検査合格証書

申請書を提出する日の前 1 年以内に受けたもので、当協会が発行した嗅覚検査合格証書。

なお、嗅覚検査は、別添の「嗅覚検査のご案内」を参照してください。

(3) 戸籍謄本・抄本又は住民票の写し

戸籍謄本・抄本又は住民票の写しは役所等から取得したもののみ提出してください。

提出された戸籍謄本・抄本又は住民票の写しは、申請者本人確認のためと免状に記載する事項(氏名・生年月日・本籍地)を確認するためです。住民票の写しを提出する場合はマイナンバーや住民基本台帳番号は省略し取得して下さい。(記載がある場合は再提出していただきます。)

(4) 免状交付手数料の納入を証する書類(免状交付手数料 3,500円(非課税))

指定口座に払込みをした証書のコピーを「臭気判定士免状申請書」の裏面に貼付してください。複数人分の手数料を一括して払い込む場合は、払込書に対象者全員の氏名を記入し、写しを各免状申請書の裏面に貼付してください。払込手数料は払込人の負担とします。なお、領収証の発行を希望される方は「領収証発行申請書」と返信用封筒をお送りください。(申請案内 <https://orea.or.jp/hanteishi/shinseisho/>)

払込機関

郵便振替 : 00160-1-611922
(ゆうちょ銀行 019支店 当座口座 : 0611922)
三菱 UFJ 銀行 浅草橋支店 普通口座 : 0826078
シヤ)ニオイ カオリカンキョウキョウカイ
口座名義 : 公益社団法人 におい・かおり環境協会

※4 免状申請者には特段のことがなければ受付後 2 週間程度で「臭気判定士免状」が交付(郵送)されます(申請後3週間経過しても免状が届かない場合はご連絡ください)。

3. 免状の有効期間・更新等

(1) 免状の有効期限・更新

免状の有効期間は、交付日より5年間です。免状の更新手続きは有効期間が満了となる日の6月前から申請できます。

(2) 登録内容の変更

免状に記載している内容(氏名・本籍地)に変更があった場合は、免状の書換えをすることが出来ます。

① 氏名と本籍地の変更 (<https://orea.or.jp/hanteishi/shinseisho/>)

臭気判定士免状書換え申請書(様式第 5 号)と戸籍謄本・抄本又は住民票の写し、手数料(3,000 円)を納付したことを証する領収書等の写しを提出することで変更することが出来ます。(ただし、更新時に合わせて変更する場合には3,000円の納付は必要ありません。)

なお、旧姓表記を希望の場合は臭気判定士免状登録内容変更申請書(試験事務実施細目様式2)を提出して下さい。

② 住所・連絡先の変更 (<https://orea.or.jp/hanteishi/shinseisho/>)

免状とともに送られる臭気判定士免状交付台帳に加筆訂正するなどして協会へご連絡ください。

免状更新申請手続き等の連絡(免状有効期間が満了となる日の6月前ごろに郵送いたします。)をしますので連絡先が変更になった場合は必ず当協会まで通知してください。

③ 再発行 (<https://orea.or.jp/hanteishi/shinseisho/>)

免状を紛失、破損した場合は臭気判定士免状再交付申請書(様式 4 号)手数料(3,000 円)を納付したことを証する領収書等の写しを提出することで再発行できます。

4. 名簿記載の可否

国、地方自治体から実情調査目的で当協会は免状申請書の記載を基に「臭気判定士名簿」(掲載項目: 免状番号、氏名、住所、連絡先)を求められることがあります。その名簿への掲載可否をご記入してください。

公益社団法人 におい・かおり環境協会
〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町6-6 四谷MSビル 4階
TEL: 03-6233-9011 E-mail: jaoe@orea.or.jp